

No. 18

制 度 名	文化財等整備費補助	主管課名	文化課・有形・無形文化財 G		
		問合せ先	029-301-5449		
目的・趣旨	国・県指定文化財の保存、管理、修理等に対して補助を行うことにより、文化財の適切な維持管理を推進するとともに、活用の充実に図る。				
<p>[対象団体] 国指定文化財又は県指定文化財の所有者等</p> <p>[対象事業] <ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財：有形文化財（建造物、美術工芸品）・有形民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物の管理、修理、防災、公開 ・県指定文化財：有形文化財・無形文化財・民俗文化財・史跡・名勝・天然記念物の管理、修理、防災、公開等 </p> <p>[補助要件等] <ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財：国庫補助採択事業のうち、有形文化財（建造物、美術工芸品）・有形民俗文化財において補助事業者が営利法人以外の法人・団体・個人であって、事業規模指数に応じ、国庫補助率が加算される者 補助対象経費の下限 1,000 千円 ・県指定文化財：補助対象経費の下限 1,000 千円 </p> <p>[対象経費] <ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財：国庫補助対象経費から国庫補助額を除いた額 ・県指定文化財：対象事業の実施に要する経費（設計監理委託料、工事請負費等） </p> <p>[補助限度額等] <ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財：1 件あたりの県費補助上限額 10,000 千円 </p> <p>[経費負担割合] ※事業規模指数等により 55%～85%の範囲で加算</p>					
区 分		国	県	市町村	その他
<ul style="list-style-type: none"> ・国指定文化財 (有形文化財・有形民俗文化財) 補助事業者：市町村、営利法人 非営利法人、団体、個人 (史跡・名勝・天然記念物) 補助事業者：市町村、営利・非営利法人 個人 ・県指定文化財 補助事業者：市町村 営利法人 非営利法人・団体・個人 		50% 50～85%※	— 国庫補助残の 1/3 — 国庫補助残の 1/3	— — 2/3	— — — 国、県、市町村の補助残
[令和 6 年度当初予算額] 43,307 千円		[令和 6 年度補助対象団体] 11 団体（個人含む。）			
[備考]					